



土壌汚染対策法の再改正について

株式会社イー・アール・エス
(担当:エンジニアリング部 広瀬)

平成29年6月時点 1

- 平成15年2月 土壌汚染対策法施行
- 平成22年4月 改正土壌汚染対策法施行
- 平成27年4月 改正法施行より5年経過
(改正法附則による施行状況の確認・改正検討)
- 平成28年12月 今後の土壌汚染対策の在り方について
(第一次方針)公表
- 平成29年3月 再改正法閣議決定
- 平成29年5月 再改正法成立・公布
- 公布より1年以内 再改正法の一部施行
- 公布より2年以内 再改正法の残る一部施行

再改正に至る経過

課題1 土地の汚染状況の把握が不十分

- 法3条ただし書きの調査免除中の土地における土壌汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散が懸念。

課題2 汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

- 要措置区域において適切な措置が計画・実施されていなくても、是正の機会がない。

課題3 リスクに応じた規制の合理化が必要

- 臨海部の専ら埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれが高いにもかかわらず、土地改変の度に、法第4条の届出及び調査が必要であり、過度な負担となっている。
- 自然由来の汚染土壌も区域外に搬出する場合は、汚染土壌処理施設での処理が義務付けられており、過度な負担となっている。

現行法の課題

1 法第4条届出時に、土壤汚染状況調査結果を提出 できるようになる

- 都道府県知事から調査命令を待たなくてよくなる。

2 区域指定台帳 解除済みの土地も保管・閲覧対象に

- 対策済みの土地であることと対策内容の確認が容易に。

3 有害物質使用特定施設設置者からの情報提供

- 土地所有者と特定施設設置者が異なる案件における努力義務。

～全般的に小ぶい内容

公布より1年以内に
施行される内容

法3条調査免除中の土地における土地改変の届出義務 及び都道府県知事からの調査命令

- 届出が必要となる規模は施行規則で定める
- 届出期限は具体的ではない「あらかじめ」
- 土地改変の届出⇒都道府県知事からの命令⇒調査の実施・報告
という流れであり、運用によっては土地改変のスケジュールに影響
- 事業所内における特定有害物質の使用状況によっては、土地改変
毎及び事業所廃止時に再度調査・報告が必要となる可能性あり

公布より2年以内に 施行される内容 ①

特定有害物質の使用



有害物質使用特定施設 廃止

- ・法3条ただし書きによる
調査の一時免除



事業所内での土地改変

- ・土地改変の届出
- ・土壌汚染状況調査
(改変範囲のみ)



事業所閉鎖 (土地利用方法の変更)

- ・土地利用方法の変更の
届出
- ・土壌汚染状況調査
(事業所全体)

**特定有害物質を継続して使用している場合、
同じ場所で何回も調査を実施しなければならない**

要措置区域における汚染除去等計画の提出義務・ 実施完了の報告義務

- 汚染除去等計画に対する都道府県知事からの変更命令
(提出後30日以内。期間の短縮可能。)
- 汚染除去等計画の変更についても提出義務有
(内容確認及び都道府県知事からの変更命令は同上)
- 汚染除去等の実施を都道府県知事へ報告

～計画変更命令が出る期間が明確で、スケジュールがたてやすい

公布より2年以内に 施行される内容 ②

7

人の健康被害が生じるおそれがない 自然由来汚染・水面埋立用材料に起因する土壤汚染区域に おける土地改変の事後一括届出

- 土地改変の14日前までの届出(法12条)が不要に
- 人の健康被害が生じるおそれがない要件については施行規則で規定
～臨海部の工業専用地域となる見込み～
- 施行規則で定める期間ごとに土地改変の種類・場所等を事後届出
～年1回程度となる見込み～

公布より2年以内に 施行される内容 ③

自然由来等特例区域間の自然由来等汚染土壌の移動可 一つの調査結果より指定された区域間の汚染土壌の移動可

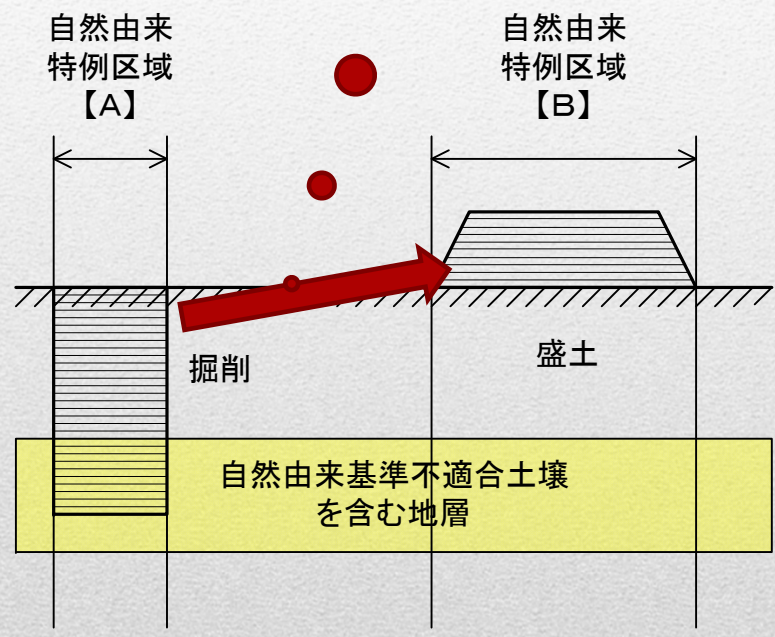
- 汚染土壌処理施設における処理は不要に
 - 法12条届出(土地改変)及び法16条届出(汚染土壌の区域外搬出)は引き続き必要
 - 自然由来等汚染土壌を搬出する土地の条件
 - 土壌を搬出する区域と汚染状況が同様の土地
 - 搬出する土壌があった土地と同様の地質がある土地
- 施行規則で
規程
- 自然由来等: 自然由来 + 水面埋立て用材料由来

公布より2年以内に 施行される内容 ④

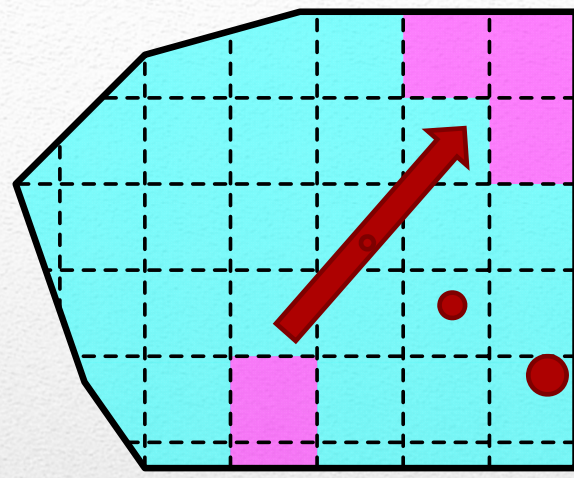
9



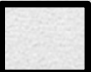
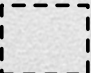

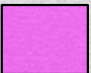
現行は
区域外搬出
とない不可



自然由来等特例区域間の
自然由来等汚染土壌の移動



現行は
区域外搬出
とない不可

-  :敷地境界など
(土壌汚染状況調査範囲)
-  :単位区画
-  :基準適合区画
-  :基準不適合区画
(形質変更時要届出区域)

一つの調査結果より指定された区域間の
汚染土壌の移動

「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」には施行規則・環境省告示その他の改正で対応する内容も含まれている。それらについては今回の改正法には含まれていない。

事業活動にとって大きな影響を及ぼしうるものもあるため、今後の動向に注意が必要である。

今後の土壌汚染対策の在り方について (第一次答申)のうち改正法に含まれて いない内容

11

地下浸透防止措置が行われている施設廃止後の法3条調査（6頁）

－H24改正水濁法対応施設における特定有害物質の使用等は土壤汚染のおそれなし ⇒ 施行通知の改正・ガイドラインの改訂？

法4条の土地の形質の変更の届出の標準処理期間の設定（8頁）

⇒ 施行規則24条付近に新設 or 施行通知ほか行政通知？

法4条調査の調査深度を土地の形質の変更の掘削深度までとする

（8頁） ⇒ 施行規則26条 汚染のおそれがある土地の基準に追加？

第2種・第3種特定有害物質による要措置区域等における形質の変更方法の緩和（14頁）

－地下水位を管理する施工方法で可に ⇒ 施行規則43条・53条の改正

土壤溶出量分析の方法をISOにあわせる（20頁）

⇒ 溶出量分析方法の改正（H15環境省令18号）

※ページ数は「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申）」掲載ページ

今後の土壤汚染対策の在り方について （第一次答申）のうち改正法に含まれて いない内容

- 都市計画法の都市計画区域外を法4条の土地の形質の変更の届出の対象外に（8頁）
- 特定有害物質を含む地下水が到達しうる範囲を案件ごとに設定（9頁）
- 特定有害物質を含む地下水が到達しうる範囲の飲用井戸の把握の迅速化（9頁）
- 形質変更時要届出区域での土地改変時の特定有害物質の揮散の防止（9頁）
- S52.3.15以前の埋立地も埋立地特例区域に指定可能に（12頁）
- 原位置浄化等に伴って生じる分解生成物質への対応（13頁）
- 汚染土壌処理施設での処理を不要とするための認定調査の合理化（15頁）
- 指定調査機関の技術的能力の担保・向上（18頁）
- 都道府県等の職員の研修等の充実（19頁）
- 土壌汚染対策基金の汚染原因者への適用の検討（20頁）
- 中小事業者向けの土壌汚染対策費用の低利融資制度の創設（20頁）

※ページ数は「今後の土壌汚染対策の在り方について(第一次答申)」掲載ページ

今後の土壌汚染対策の在り方について (第一次答申)のうち改正法に含まれて いない内容

13

お問い合わせ先

株式会社イー・アール・エス

土壤汚染対策法指定調査機関 2003-3-1003

〒107-0052 東京都港区赤坂4-9-9 赤坂MKビル4階

TEL 03-5786-0093 FAX 03-5786-0094

エンジニアリング部 広瀬 彰一 (hirose@ers-co.jp)

【注】

本資料は情報提供を意図して作成したものであり、土壤汚染対策法の解釈や運用並びにそれらの影響についての見解は、現在入手しうる環境省等からの情報及びERSの経験に基づいて環境コンサルタントの立場で記述したものです。今後、環境省等より新たな公的・法的見解や事務連絡等の通知の発出によって、この資料における説明内容や見解が変わる可能性があります。本資料の使用又は引用に起因する損害等についてERSは一切の責任を負いません。